

農薬の普及に取り組むべきと考えますけれども、今回の改正によりまして、具体的にどのような形でジェネリック農薬の普及に資する形になるのか、それを、今後の取組方針も含めましてお伺いします。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

歐米や米国におけるジェネリック農薬の普及率は一五%から二〇%まで程度であるのに対しまして、日本では五%にとどまっています。

その理由は二つあります。一つは、欧米では、先発農薬と同等なジェネリック農薬について、登録申請時の試験データを一部免除しているのに対して、日本はこれまで、登録申請のための先発農薬と同等の試験を要するため費用がかかりましたこと、もう一つは、欧米では、单一成分の農薬の使用が一般的であるのに対し、日本は、高温多湿で病害虫や雑草の種類が多いため、单一成分であることが多いジェネリック農薬よりも、やはり混合剤のニーズが高かつたことがあります。

こうしたことから、ジェネリック農薬の普及のために、競争を促し、農薬のコスト低減に資するものであることから、安全性については先発農薬と同等であることを確保しつつ、ジェネリック農薬が普及しやすく受け入れやすい環境を整備することが重要でありまして、今回の改正法案では、先発農薬の規格の一部を公表し、ジェネリックメーカーが開発の参考にできるようにする、あるいは、先発農薬と規格が同等なジェネリック農薬について、登録申請時の試験データの一部を免除することを盛り込んでおります。

加えて、登録されたジェネリック農薬が先発農薬と安全性や薬効など品質が同等である等、農薬に関する情報を農家等に提供することもあわせて行いたいと考えております。

こうしたデータの一部免除の効果を試算すると、これまで登録に必要なデータの作成費用が新規農薬と同様に約十四億円程度かかっていたものが、一億円程度で済むという試算もござります。そういうことがあり、ジェネリック農薬の登録申

請が進みやすくなるものと考えております。

また、そうして少しずつジェネリック農薬、単一のジェネリック農薬がふえていけば、将来的には混合剤のジェネリックということもふえていく、そういうふうに考えているところでございます。

○藤井委員 ありがとうございます。

十四億から一億というのは非常に大きいなと。ジエネリック農薬が普及することによって生産コストが下がって、農家の手取りが上がるというこ

とを、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、今回、まさに農家の皆様にとっての改正内容があるんじやないか。農作業の安全性確保は重要でございます。

今回の改正では、農薬使用者の皆様に対する影響評価の充実、また、動植物に対する影響評価の充実が含まれると理解しておりますけれども、この具体的な内容についてお伺いします。

○池田政府参考人 お答えします。

農薬の安全性を確保する上では、農薬が使用された食品の安全性を確保することはもちろんのことと農薬を使用する農家の方々の健康や、我が国

の豊かな環境を守ることも重要であると考えております。

今般の改正法案におきましては、農薬使用者にとつての安全性をより一層向上させるため、使用時に着用すべき防護装備などを被害防止方法として法律上、登録事項と登録の基準に位置づけ、防護装備が適切かどうかについても審査することとしております。

評価方法についても充実をさせ、毒性の程度だけではなく、使用方法に従つて使用した場合にどの程度体内に吸収されるかという暴露量も考慮いたしまして、仮に、防除の期間、毎日継続して農薬を使用しても健康に影響が出ないかという観点

を水産動植物から人の生活に密接に関係のある生

活環境動植物に拡大いたしまして、陸域を含めて一定の動植物に対する農薬の影響を考慮し、登録事項とすることとしておりまして、環境省と連携して、登録時の審査を適切に行ってまいりたいと考

えております。

○藤井委員 ありがとうございます。

祖父母の時代のように、散布の後、疲れて、午後ずっと寝ておかなかんとか、そういうのにはもう最近はなっていないと思うんですねけれども、やはり使う方の健康のために、また、動植物といふことですから、普通に一般の皆さんにとってえようにしていただければというふうに思います。

次に、マイナー作物についてお伺いします。マイナー作物については、登録されている農薬がなくて困つておるという話をよく聞くんですけども、このマイナー作物への農薬登録の拡大に取り組むべきと考えますが、今後の取組方針についてお伺いします。

○池田政府参考人 お答えします。

生産量が少なく、使える農薬に制約のある作物、いわゆるマイナー作物でございますが、これに使用できる農薬の拡大のため、これまで、都道府県が産地の要望を吸い上げて農薬メーカーと共有する、都道府県などが実施する薬効、薬害試験や作物残留試験の実施に必要な経費を助成する、登録申請に必要な試験例数を、生産量が特に多い作物は六例に対しまして、生産量が少ない作物は二例と軽減する、こういった取組を行つてまいりました。

○池田政府参考人 お答えいたしました。

その前に、先ほどの私の答弁で、作物群の拡大につきまして、平成三年度中と申し上げました。これは平成三十年度中の間違いでございます。失礼いたしました。

ドローンについてのお尋ねでございます。

まず、ドローンによる農薬散布を行います場合、今は、使用方法の変更として、登録の審査を行ふことを必要としてまいりました。この審査手続について、既に使用方法として散布が認められている農薬につきましては、ドローンも使用でき

るようにならせております。

また、今後さらに、ドローンに適した高濃度少

量散布をした場合の薬害試験や残留試験の簡素化について、平成三十年度を目指して検討を進めているところでございます。

また、ドローンの活用に当たりましては、農薬の飛散の防止対策も含め、適切に使用されること

での登録を進めていただくよう農薬メーカーに働きかけるといった取組もあわせて進めていくこととしてございます。

○藤井委員 ありがとうございます。

法案改正とあわせまして、三十年度中に野菜類へも拡大するということで、明確に期限を切つて目標を立てていただいておりますこと、心から感謝を申し上げたいと思います。

次に、ドローンによる農薬散布、これは、やはり労力や人件費等の生産コスト低減に非常に資すると思います。この間も、党の会議のところで、A.I.とドローンでの散布、ピンポイントで行くというので、農薬使用量十分の一でできるというような事例の紹介もございました。

しかしながら、ドリフトや高濃度少量散布による残留農薬がどうなるかといった点も心配でございます。これからドローンによる農薬散布、この積極的な導入に向けての今後の取組方針をお伺いします。

また、この目標を立てて、明確に期限を切つて目標を立てていただいておりますこと、心から感謝を申し上げたいと思います。

次に、ドローンによる農薬散布、これは、やはり労力や人件費等の生産コスト低減に非常に資すると思います。この間も、党の会議のところで、A.I.とドローンでの散布、ピンポイントで行くと

いうので、農薬使用量十分の一でできるというような事例の紹介もございました。

しかしながら、ドリフトや高濃度少量散布による残留農薬がどうなるかといった点も心配でございます。これからドローンによる農薬散布、この積極的な導入に向けての今後の取組方針をお伺いします。

○池田政府参考人 お答えいたしました。

その前に、先ほどの私の答弁で、作物群の拡大につきまして、平成三年度中と申し上げました。これは平成三十年度中の間違いでございます。失礼いたしました。

ドローンについてのお尋ねでございます。

まず、ドローンによる農薬散布を行います場合、今は、使用方法の変更として、登録の審査を行ふことを必要としてまいりました。この審査手続について、既に使用方法として散布が認められ

ている農薬につきましては、ドローンも使用でき

るようにならせております。

また、今後さらに、ドローンに適した高濃度少

量散布をした場合の薬害試験や残留試験の簡素化について、平成三十年度を目指して検討を進めているところでございます。

また、ドローンの活用に当たりましては、農薬の飛散の防止対策も含め、適切に使用されること

が重要と考えてございます。

このため、空中散布に当たりましては、風向きを考慮した飛行経路の設定、散布区域内の人の立入り防止、適切な飛行速度や二メートル以下の散布高度の維持、強風時の散布の中止などの対策を講じるよう技術指導指針を定めまして、都道府県協議会、地区別協議会を通じまして、空中散布を行う者に必要な指導及び助言を行うなど、オペレーターを含む関係者への周知の徹底を図つてございます。

こうした対応により、防除効果や安全性を確保しながら、ドローンの適切な利用拡大に向けて、引き続き利用環境の整備を図つてしまいりたいと考えております。

○藤井委員 三十年度中と伺つております。先ほども平成三十年度中といふことで、私は聞こえたというだけですけれども。ということで、时限を切つて取り組んでいただいておるというの非常にありがたいことだと思います。

本当にドローンを使つたらさまざまな展開が可能であるというふうに思ひますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に質問させていただきたいと思うんですけども、やはり農産物の輸出促進、これをとにかく進めねばならない、非常に重要だと思います。日本的人口が減つていつても、世界の人口はふえて、農産物の消費はやはりふえていくということをございます。

今回の改正は農産物の輸出促進に資すると考えますけれども、具体的にどのような効果があるのか。実は日本の残留農薬が高くて輸出できないと、といったケースもあると聞いておりますけれども、こうした場合への対応についてもお伺いいたします。

○野中大臣政務官 お答えいたします。

国によつて農作物の品種、栽培方法や害虫の発生状況が異なるため、各国がそれぞれ農薬登録制度に基づいて農薬の安全性を確保しており、各国の使用基準に応じて残留基準値を設定しているところをございます。このため、自国と輸出相手国

で残留基準値が異なることがあり、輸出相手国ごとに異なる基準値をクリアすることが農産物の輸出の際の課題となつております。

農水省としましては、輸出相手国において、日本と同等の残留基準値が設定されるようインボートトレランス申請の支援を進めているところであり、今般の制度見直しにより、日本での農薬登録のデータが国際標準に整合することで、そのデータがインボートトレランス申請にも活用できるようになり、輸出相手国による基準値設定が進みやすくなるため、農産物の輸出促進にもつながることが期待されております。

○藤井委員 ありがとうございます。

和食は世界遺産でございます。日本の農産物は安全ですばらしい。そのため、よろしくお願い申し上げたいと思います。

終わりります。

○伊東委員長 次に、江田康幸君。

江田康幸でございます。

○江田(康)委員 おはようございます。公明党の江田康幸でございます。

私は、議員になる前は二十年以上にわたり医薬品の研究開発に従事しておりますので、医薬品の安全性と比較しつゝ、この法案における質問をさせていただきたいと思います。

農薬といつまでは、やはり安定的に農業生産をする上で必要不可欠なものであり、また、人が摂取する食品に使用されるわけで、環境にも散布されるわけでありますから、安全の確保が第一であります。

その一方で、農薬に対する印象は、危険なものであり、できるだけ使わない方がいいといったものが依然として多いように感じます。農薬については、現場に必要不可欠なものであり、同じ薬である医薬品と同じように、数多くの安全性に関する試験をクリアして安全が確保されたもののみを登録して製造や使用を認めているにもかかわらず、そのことが世の中には十分知られていないよ

う思います。

昨今、エビデンスベースで、すなわち科学的根拠をもとに施策を進める重要性が言われております。

でも導入されているように思われます。

ただし、必要以上に厳しい仕組みとなつて実際

に使える農薬が少なくなるといったような事態を招いては、これは意味がないわけでありまして、農薬の実情に即した仕組みであることが重要だと考えます。

ます、再評価制度についてお聞きしますが、農薬については、これまでも、科学の進歩に応じたガイドラインの随時改定や、安全上の問題が明らかになつたものについて登録の変更、販売や使用を禁止することで安全性の確保を図つてきたと思ふのですが、今回この再評価制度を導入することとした理由、意義についてお答えをいただきたい。

ともに、質問の順番を、一緒にさせていただきますが、再評価に当たつては、農薬製剤が四千種を供給することが不可欠であります。

このため、農薬については、安全性を確認したものを登録して製造や使用を認める仕組みとしています。そのため、その安全性を一層向上していくために、最新の安全に関する科学的知見を的確に反映させられるようになります。

また、良質かつ低廉な農薬を供給するため、安全性を担保しつつ規制を合理化し、ジェネリック農薬を導入しやすい環境づくりをすることも重要なあります。

このため、これまでの法案を改正いたしました

て、全ての農薬について、最新の科学的知見に基づき安全性等の定期的な再評価等を行う制度を導入するとともに、農薬の登録審査を見直して、農薬使用者や動植物に対する安全性に関する審査の充実や、ジェネリック農薬の登録申請の簡素化などの措置を講ずるものでございます。

○江田(康)委員 大臣、ありがとうございます。

今申していただきましたように、今回の改正の主な事項は、再評価制度の導入、またジェネリック農薬の導入に向けた制度の合理化などでありまして、医薬品で既に導入されている仕組みが農薬

登録を行つておりますが、再登録時には、法律の規定に基づきまして原則検査を省略しており、販売継続の意思の確認のみを行つておるというものでございます。

一方、科学の発展に対応するためには、過去に登録をされました農薬について、最新の科学に照らして、継続的に安全性を向上していくことが必

要でございます。

このため、今般、再評価制度を導入することといたしまして、定期的に農薬メーカーにデータの提出を求めまして、最新の科学的水準で新規登録と同等の評価を行うとともに、安全性に関する重要な知見が明らかになつた場合には、再評価を行なうとともに、再評価を待たずに隨時評価を行い、登録の変更、取消しを行なう。そのため、毎年、国が農薬メーカーに安全性に関する情報の報告を求めるほか、みずからも情報収集を進め、農薬の安全性を継続的にモニタリングするということにしてございます。

また、有効成分と補助成分の審査についてではございますが、再評価制度の導入に当たりましては、約四千ある農薬製剤を定期的に評価する必要がございます。このために、効率的な仕組みにすることが重要と考えております。

このために、同じ有効成分を含む製剤を一括して同時期に評価することとしておりまして、有効成分につきましてはまとめて評価した上で、製剤ごとに補助成分に係る評価もあわせて行なうことにより、全ての製剤について新規登録と同様の評価を効率的に進めることとしてございます。

○江田(康)委員 ありがとうございます。このままでは、農薬の安全性の向上を更に進めます。

再評価制度が、農薬の安全性の向上を更に進めることで重要な施策であるということがわかります。

ここで、私、質問をちょっととかえまして、五月の二十六日のテレビでございましたけれども、「ミツバチと農薬」という「報道特集」がございまして、養蜂農家のミツバチが蜜や幼虫を残してある日忽然といなくなるという、米作の害虫であるカムシなどの防虫剤として使われるネオニコチノイド系であるジノテフランとかクロチアニジンという農薬の影響が指摘をされておりました。

そこで、質問をさせていただきますが、欧米においてミツバチが突然いなくなる等の被害が多く報告されておりますけれども、日本でこのような被害は発生しているのか、また、政府としてどのような安全対策を講じているのか、お聞きをした

いたいと思います。

また、今回の改正によりまして、こういう不才ニコチノイド系の農薬を含めて全ての農薬について、安全性に問題のあることが明らかとなつた場合は登録の取消しやまた使用方法の変更などを行なうことができるようになるのか、この点についても政府の見解をお伺いしたいと思います。

○池田政府参考人 お答えいたします。

我が国におきましては、歐州のように、農薬を種子にコーティングいたしまして、大型機械でそれをまく、それによって粉じんが広範囲にまき散らされる、そういう使用方法はほとんど行われておりません。

被害実態を見ても、農薬が原因と見られる被害ですが、ミツバチの飼養戸数九千戸中五十戸程度となつておりまして、歐州のように広範な地域にわたり蜂がほとんどなくなる大量死は見られており、ミツバチが殺虫剤の散布時や散布後に水田の周辺に飛来したためと考えられています。

こうした我が国の使用方法や被害の実態に対応いたしまして、ミツバチへの毒性に応じて、巣箱やその周辺にかかるないようにするなどを注意事項として設定するとともに、農家と養蜂家との情報共有や、農薬散布時のミツバチの巣箱の退避などの対策を講じておるところでございまして、実際に被害の軽減に効果を上げていると考えております。

一方、最新の科学的知見を反映いたしまして、農薬の環境に対する安全性をより一層向上することとは必要と考えております。ネオニコチノイド系農薬を含めて全ての農薬について再評価を行い、その結果に応じて、安全を確保するために必要な

て、そして再評価また審査をしていていただきたい、そのように思います。

さらに、あと少しの時間でございますが、質問を続けさせていただきます。

ジェネリック農薬について御質問をさせていただきます。

医薬品と同様に、やはり農薬においてコストダウンの一つの方法は、ジェネリックを導入して競争を促すことで価格の低下を進めることだらうと思います。先ほども質問があつておりましたが、やはり農家の方々にとって、農薬そして農業の生産コストというものは大変大きな負担になるわけでありまして、ジェネリック農薬の開発は大変重要なことです。

今回見直しでは、ジェネリック農薬について、提出すべき資料を一部省略できるとあります。

こうした我が国の使用方法や被害の実態に対応いたしまして、ミツバチへの毒性に応じて、巣箱やその周辺にかかるないようにするなどを注意事項として設定するとともに、農家と養蜂家との情報共有や、農薬散布時のミツバチの巣箱の退避などの対策を講じておるところでございまして、実際に被害の軽減に効果を上げていると考えております。

ただ、こうした措置によって、ジェネリック農薬の品質また安全性の低下を招くようなことがあつては本末転倒でありますので、ジェネリック農薬の登録申請について具体的にどのように取り組む考へか、政府の見解をお聞きいたします。

○池田政府参考人 お答えいたします。

農薬を登録する際には、人の健康や環境への影響などに関する審査を行い、安全と認められるものだけを製造、使用できることとしておりまして、これは先発農薬だけでなく、ジェネリック農薬でも同様でございます。

一方で、先発農薬と農薬原体の成分、安全性が同等なジェネリック農薬であれば、先発農薬の登録時に安全性を確認済みであるため、試験データの一部の提出は求めないこととしたものでございました。

このネオニコチノイド系の農薬も含めて、最新の科学的知見をしっかりと反映させていただい

こうした考え方に基づきまして、後発農薬の農薬原体の成分に関する資料を提出いただき、先発農薬と同等かどうかを確認した上で、先発農薬と重複する毒性や残留に関する試験の提出を免除可能となることとしておりますが、薬効、薬害、あるいは人への急性毒性など、製剤ごとに確認する必要があります。試験につきましては、ジェネリック農薬であつても提出を求めることとしたとしてござい

ます。

こうした審査により、ジェネリック農薬であつても先発農薬と同等の安全性を確保することとします。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

ゼひとも、ジェネリック農薬のさらなる安全性の確保も担保した上で、コスト削減へとジェネリック農薬の開発を、まだ大変少ない数でございまますので、多く進めていただきたい、そのように期待をいたします。

時間が参りましたのでこれで終わらせていただきますが、ゼひとも、農薬取締法改正案、これにおいては、再評価制度の導入や、また今のジェネリック農薬の導入に向けた制度の合理化等々が大変重要な改定でございまますので、しっかりと議論して成立を図つていただきますようによろしくお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきま

す。

時間が参りましたのでこれで終わらせていただきますが、ゼひとも、農薬取締法改正案、これにおいては、再評価制度の導入や、また今のジェネリック農薬の導入に向けた制度の合理化等々が大変重要な改定でございまますので、しっかりと議論して成立を図つていただきますようによろしくお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきま

す。

時間が参りましたのでこれで終わらせていただきますが、ゼひとも、農薬取締法改正案、これにおいては、再評価制度の導入や、また今のジェネリック農薬の導入に向けた制度の合理化等々が大変重要な改定でございまますので、しっかりと議論して成立を図つていただきますようによろしくお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきま

す。

時間が参りましたのでこれで終わらせていただきますが、ゼひとも、農薬取締法改正案、これにおいては、再評価制度の導入や、また今のジェネリック農薬の導入に向けた制度の合理化等々が大変重要な改定でございまますので、しっかりと議論して成立を図つていただきますようによろしくお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきま

す。

○伊東委員長 次に、亀井亞紀子君。

○亀井委員 おはようございます。立憲民主党の亀井亞紀子でございます。

きょうも、お時間をいただきまして、ありがとうございました。

短時間ですが、簡潔に質問させていただきます。

このたびの改正法ですが、現場からはおおむね歓迎する声が上がっております。

初め、この改正について私が読んだときに、規制緩和ではないか、そういう印象を持ちました。三年ぶりに再登録されていた農薬が十年間は

使えるようになるのですから、そういう印象を持つたんですけれども、実際に現場で声を聞きますと、再登録のたびにお金がかかるんですね。それで、企業が余り再登録にお金をかけたくないのでも、使いなれていた農薬がいきなりなくなってしまふ、企業がむしろ新しい方を登録して販売したので、使っていた農薬が急になくなつてしまふ、そういう不便も現場で生じていたようでしたて、歓迎する声が上がつておりました。

登録された農業を評価していくのか、その新たなスケジュール、再評価のスケジュールについて、不安の声もござります。

出てくるのではないかと思うんですけれども、それではちょっとと長過ぎるよう思いますし、システムについてお伺いいたします。政府参考人の方で結構です。

農薬の新規登録には、メーカーが数年以上かけて創薬をした上で、七、八年をかけてデータを作成し、さらに、国が二、三年をかけて審査をいたし、効果と安全性を確認しております。

さらに、再評価は、農薬の安全性を向上させるために最新の基準に基づいて評価をし直すものでございまして、その実施間隔でございますが、農薬の安全性に関する試験方法が更新される期間、こういった期間に合わせる必要があること、あるいは、再評価を短期間で実施した場合には、国の評価やメーカーの開発にも影響いたしまして新規農薬の登録がおくれるおそれがある一方で、再評価の効果が小さいことなどを踏まえまして、十五年とすることを想定してございます。

メーカーからの報告などによる継続的なモニタリングを行いまして、安全性に関する知見が明らかになつた場合には、再評価を待たずについつでも評価を行うことにより、現行制度以上に農薬の安全性を確保していくこととしてございます。

なお、再評価の期間でござりますが、今後も、科学の発展の動向あるいは国際動向も踏まえつつ、必要な場合には柔軟に変更できるように、法律ではなく省令において実施間隔を定めることとしているところでございます。

○亀井委員 随時見直しを行うということですの

で、国際的な動向ですか、いろいろな最新の科学的知見に基づいて柔軟に評価をしていただきたいと思います。

そこで、先ほど江田議員も質問されたことなんですが、私も、ネオニコチノイド系農薬について質問させていただきます。

私は、四月の五日的一般質疑のときに、ネオニコチノイド系農薬の規制について質問をいたしております。その後、先日、五月二十六日、TBSの「報道特集」でも、ミツバチが突然いなくなる現象とネオニコチノイド系の農薬との関係について報道されておりました。

この農薬については、EUでは屋外での使用が一部規制をされてきております。そして、日本でも、現場からは規制の声がかなり高まっております。

四月五日の質問の際にいただいた御答弁では、先ほどの御答弁にもありましたけれども、カームシの防除の時期に殺虫剤として水田で使用しているので、その時期に巣箱を退避させてほしいと、「ミツバチの巣箱等にかからないよう使用面での対応を進めるとともに、農家と養蜂家の皆さんとの情報共有を徹底していただきたい」とことで農薬の散布時に巣箱を退避させていただく、こういった対応を進めてきてございます。という御回答でありました。

けれども、「報道特集」をこちらになると理解いただけるかと思うんですけども、巣箱というの

は一つ三十キロほどは重さがありまして、そして、幾つもあるんですね。ですから、数個でいたら退避させることができますけれども、何十箱とあつたら、それを退避させる、運ぶというのは大変な重労働です。ですので、対応策としては現実的ではありません。

やはり養蜂家の置かれた立場について御理解いただきます。ミツバチの場合は、養蜂家だけでなく、ほかの作物の受粉にもかかわることでありますから、もう少し現実的な御対応をお願いしたいんですけども、この点については大臣に御答弁いただきたい、お願いいたします。

○齊藤国務大臣 巣箱の退避につきましては、一概に言えませんで、巣箱を移動して養蜂を行う養蜂家もございますが、一方で、ふだんから同じ場所に巣箱を置いて養蜂を行う養蜂家、こういう方々にとつては負担感があるのは現実だろうと思います。

そのような養蜂家の方には、御指摘のあつた水稻の開花期に巣箱を退避するというもののほかにも、ミツバチの移動が盛んな午前八時から十二時までの農薬散布を避け早朝や夕方に行うですか、ミツバチにかかる可能性の低い粒状の殺虫剤を使用したりするなどの対策が有効であると考えております。農林水産省としては、都道府県が中心となつて、農家と養蜂家の双方が出席する協議会を設けるなどした上で、地域の実態を考慮して、これらの方々の対策の中でも実行しやすい取組を推進するよう指導をしているところであります。

今後とも、現場の声にも耳を傾けながら、ミツバチの被害軽減対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○亀井委員 なぜ、農薬そのものに問題があるかもしれないと疑つて再評価をするようなことをされないのでしょうか。

実は、農薬の登録取消しというのは、過去に一度も行われたことがないと聞いております。農薬の製造者や販売者への影響が多いので、實際には

行われていいない。ということですと、先ほどおっしゃった、隨時見直しを行うこととの現実性が疑われてまいります。

まさに、今、ネオニコチノイド系農薬のように問題が指摘されている農薬が出てきているわけですから、例えば登録を取消しなくとも、一回保留をして再評価や対策を講じる必要があると思いますけれども、そういった御対応はとれないんでしょうか。もう一度大臣にお願いいたします。

○齋藤国務大臣 まず、農薬は、登録をするときに効果と安全性について厳正に審査した結果、問題がないと確認されたもののみ登録しているということ、それから、再評価は、科学の発展に対応するため、過去に登録された農薬について、最新の科学に照らして、継続的に安全性を向上させていく、こういう性格のものだということです。

このため、再評価では、国民の健康や環境に対する影響の大きさを考慮して、まずは国内での使用量が多い農薬から優先的に進めていくこととしておりまして、ただ、具体的な農薬ごとの再評価時期は今まで検討しているところであります、数も多いのですから。

御審議いただいている改正法案が成立した後、速やかに再評価の優先度を示すとともに、毎年ごとに評価対象となる有効成分名についても順次告示をしていきたいというふうに考えております。

○亀井委員 その優先順位のトップにネオニコチノイド系を挙げていただきたく、真剣な御対応をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

今回の法改正は、ジエメリック農薬を普及させたい、そういう趣旨がござりますけれども、日本の農薬メーカーというのはどの程度の競争力があるんでしようか。また、農薬の主要成分というのほどの程度輸入されているものなのか、その点についてもお伺いいたします。参考の方で結構です。

○池田政府参考人 お答えいたします。

まず、農薬の有効成分の生産量でございますが、国内生産量が約六万トンであるのに対しまして、輸入量は約三万トンというふうになつてござります。

また、日本の農薬メーカーでございますが、世界における農薬の新規有効成分数に占める日本メーカーが創出した有効成分数のシェアは約四割ございまして、海外メーカーと比較してすぐれた新薬の創薬力を有しております。高い競争力を持つてゐると考えてゐるところでございます。

○鶴井委員 私が思つていたよりは競争力があるんだなと思いました。では、この分野は力を入れていただきたいと思います。

最後に、これは農協に関する質問なんですが、現場から、ジエネリック農薬にしても、肥料もそうなんですが、同じものを農協を通して買つと高いという声が聞こえております。

これは一体何が原因なのか、もし思い当たることがありましたら、御答弁いただきたいと思います。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の農業資材の価格でございますけれども、平成二十八年度に韓国と比較を実施いたしました、多くの肥料、農薬が我が国の方が高いといふ結果になりました。

また、農協系統は、農業者への資材供給のうち、例えば肥料では七割、農薬では六割を担うなど、非常に重要な役割を担つてているという状況でござります。

こういう事実関係のもとで、当時、我が国におきます資材価格についての分析をいろいろ行いました。その結果、各都道府県で細分化された施肥基準ですとか農協が策定する栽培暦による銘柄の指定、あとオーダーメード銘柄の製造など、多銘柄を少量ずつ生産する構造にあること、メーカーの工場の稼働率が低いことで高コストな生産構造にあること、また、生産資材の価格ですか品質の違いが見える化されておらずに競争原理が十分に發揮されていない、こういうことが課題じゃな

いかというふうに考えてございます。

このため、資材価格の引下げに向けまして、競争力強化プログラムですか競争力強化支援法に基づきまして、農業資材に係ります規制等の点検、見直し、また、資材業界の自主的な事業再編、参入の促進、農業資材価格の見える化などの取組を進めているところでございます。

また、全農では、農業競争力強化プログラムを受けましての自主改革といしまして、肥料について、系統独自銘柄の設定によって膨大な銘柄数となつていて、メーカー間の価格競争が起きにくくい状況にある、こういう状況であるということを踏まえて、この春から、一般高度化成肥料の約四百銘柄を十七銘柄に集約いたしまして、かつ、入札の方式を導入することによつて、おおむね一割から三割の価格の引下げに結びついているという状況でございます。

また農薬につきましても、ジエネリック農薬の開発に向けまして、現在一剤について開発に着手するなど、農協系統としても資材コストの低減手引続き、系統を始め関係団体ですか資材の事業者、また地方公共団体等々と意見交換を進めながら、資材コストの低減に係る取組を進めてまいりたいと存じます。

○鶴井委員

本来、農協というのは農業者のため

に、大量に共同購入するので安くなきゃいけない

んですけれども、実際には、肥料も、安いと思つて買つていたら、近くの量販店で売つているものの方が安かつたですとか、そういう声がどんどん現場に広がつておりますので、農協の信頼がなくなりしていくことがまず大切ではないかなと感じますけれども、その点についてはどうお考えでしょ

うか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

温暖潤潤で病害虫の被害を受けやすい我が国では、農産物を安定的に供給するためには、必要な範囲で農薬を使用することは不可欠だと考えております。

また、農薬を使用する上では、人の健康や環境に対する安全を確保することが基本でございますので、農薬登録制度によりまして、安全と認められる農薬だけを製造、販売、使用できるようになります。

一方、科学の発展に対応するために、過去に登録された農薬について、最新の科学に照らして、

質問させていただきますけれども、農薬は、害虫を防ぐ、作業の効率化なども含めて、大切な役割があると認識しております。その一方で、農作物を通じて人間の体に入るわけでありますので、そういう人体に対しての影響、それから環境に対する影響というのも当然重要なことあります。

今回の農薬取締法の目的、現行法では、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正利用の確保ということでありますけれども、改正案では、「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保」となつております。「農薬の安全性」という言葉を法律の中へ初めて入れたということは非常に評価できる点ではないかと思っております。

農薬はできる限り使わないで、自然のままで体に入れるというのは共通の思い、願いだとは思います。ますけれども、この改正案の中では、農薬を減らしていく方向性は特に見えないと感じます。

○石川(香)委員

ありがとうございます。

○石川(香)委員

あります。

○石川(香)委員

あります。

○池田政府参考人 お答えいたします。

も違つわけでありますし、製造過程もそれぞれ違つわけであります。まとめて再評価という方法でどうやって安全性を高めていくことができるのか、改めて御説明いただければと思います。

○池田政府参考人 お答えいたします。

農薬は、登録時に効果と安全性について厳正に審査をした結果、問題がないと確認したもののみ登録をしております。

一方、科学の発展に対応するために、過去に登

継続的に安全性を向上していくことが必要と考えております。

このため、今般導入することといたしております。再評価制度でございますが、これは三点セットでございまして、定期的に農薬メーカーにデータの提出を求め、最新の科学的水準で新規登録と同様の評価を行う、さらに、毎年国が農薬メーカーにデータからも情報収集を進めまして、農薬の安全性を継続的にモニタリングいたしまして、その中で安全性に関する重要な知見が明らかになつた場合には、再評価を待たずに隨時評価を行い、登録の変更、取消しを行ふということとしてございます。

繰り返しになりますが、これらによりまして、最新の科学に照らして、必要に応じて適時適切に登録の変更あるいは取消しを行う、こういったことによりまして、継続的に農薬の安全性を担保していきこととしております。

○石川(香)委員 每年のメーカーの報告でありますたり、国の情報収集なども含めてしていくといふことでありましたけれども、では、どうやって、どういう順番でこれからその再評価をしていくのかということあります。

既に登録されている農薬について、毒性や使用量に基づいて優先度をつけて、平成三十三年度以降順次再評価をするということになつていると聞いております。この点についてですが、優先度が高いイゴール危険な薬ではないかというイメージが消費者の中で湧くのではないかと思いますけれども、この点について政府から丁寧な説明が必要になるかと思いますけれども、この点についてはいかがでしようか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

現在登録のある農薬ですが、繰り返しになりますが、登録時に効果及び安全性を厳正に審査いたしました、問題がないことを確認したもののみ登録をしてございます。

今般改正で導入をいたします再評価に当たつては、国民の健康あるいは環境に対する影響がより

大きなものを優先することが望ましいと考えてございます。

このため、まず、国内で使用量が多い農薬、これ最も優先とした上で、次に、使用量は少ない

が、一日許容摂取量、これは一生涯毎日摂取しても健康への悪影響がないとされる一日当たりの摂取量でございますが、こういったものが低い農薬を優先して再評価を進める、こうすることにしてございます。

再評価は、全ての農薬について安全性を一層向上させるものでございますので、こうした趣旨が正しく理解していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

新しい制度を取り入れますと、やはり費用の面でもさまざまな部分でかかるのではないかという懸念があります。再評価に伴う農薬メーカーの費用が増した場合に、農薬価格が上昇して、農業経営に悪影響を及ぼすのではないかという懸念も頭の中に浮かぶんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

農薬については、効果があり、人の健康や環境に對して安全と認められたものだけを使用するこ

とが最重要であります。

再評価に当たりましては、農薬の安全を確保す

る上で不可欠なデータの提出は必要であるが、一方で、データ作成がメーカーにとって過度の負担になり、農薬の価格が大きく上昇しないように配慮することも必要であると考えております。

このため、試験のガイドラインを国際標準と調和させ、他国に提出されたデータなど既存のデータを審査に活用できるようになると、メーカー負担にも配慮して取り組むことといたしております。

また、今回の法改正では、先発農薬と規格が同等なジェネリック農薬について、登録申請時の試験データの一部を免除することにより、ジェネリック農薬の申請を進めやすくなるなど、安全性

を確保しつつ、良質かつ低廉な農薬の供給のための見直しもあわせて行うこととしているところでございます。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

四千剤、それから有効成分が六百という数でありますので、どういう基準で審査を行つていくか

というのは非常に大切な点だと思います。

今、磯崎副大臣からも御答弁いただきました

ジェネリック農薬のことについても、私、少し触れさせていただきたいと思います。

今回、このジェネリック農薬の登録申請につい

て、申請に關してかなり簡素化されているという印象を持ちます。審査の簡素化は、やはりジェネ

リック農薬の普及を促して農薬の価格の引下げを目的にしているのではないかなど感じんんですけども、このジェネリック農薬のメリットというものは、消費者、農業者にとつては効果が担保さ

れた農薬と同じ効果を持つものが比較的安価で購入できるというものが、評価できるメリットだと思います。

ただ、デメリットといたしましては、倫理観の低いメーカーが例えば市場参入をしてきて粗悪な製品が市場に出回るという可能性も否定できませんけれども、その危険性についてはどう

御認識でしようか。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

農薬を登録する際には、人の健康や環境への影響等に関する審査を行い、安全と認められるものだけを製造、使用できることとしており、これは先発農薬に限られることではなく、ジェネリック農薬も全くそれは同様であるわけです。

一方で、先発農薬と農薬原体の成分、安全性が同等なジェネリック農薬であれば、先発農薬の登録時に安全性を確認済みであるため、試験データの一部の提出は求めないこととしたものであります。

ただし、後発農薬が先発農薬と同等かどうかを確認した上で、葉効、害虫、人への急性毒性など、製剤ごとに確認する必要がある試験について

は、先発農薬と同様に、ジェネリック農薬であつてもデータの提出を求めることいたしておるわけでありまして、こうした審査により、ジェネリック農薬であつても、先発農薬と同等の安全性を確保できる、確保することといたしていわけであります。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

本の農薬メーカーの強みは、新しい薬の開発力ではありませんかと思います。このジェネリック農薬が普及されることで、やはり、コスト競争というものが発生する場合になつたときには、海外メーカーとの価格競争にさらされる可能性があるのではない

かと思います。そうなりますと、国内市場が奪われてしまうではないかという懸念も同時に湧き上がります。

新しい農薬の有効成分を開発するという機運自体もそれがれるかもしれないという懸念もありますけれども、ジェネリック農薬の普及といふことが予想される中で、同時に、新剤の開発に対する支援も行つていくべきではないかと考えますけれども、そのあたりについてはどう御認識でしようか。

新しい農薬の有効成分を開発するという機運自体もそれがれるかもしれないという懸念もありますけれども、ジェネリック農薬の普及といふことが予想される中で、同時に、新剤の開発に対する支援も行つていくべきではないかと考えますけれども、そのあたりについてはどう御認識でしようか。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

農薬は、長期間使用していくと雑草や害虫等の抵抗性が高まることから、安定的な農業生産を継続していくためには、新たな機能を持つた、よ

り効果があり安全な農薬の開発や導入が不可欠であると考えているところでございます。

今般の改正では、安全性の試験方法等を国際標準に整合させる、あるいは、創薬力のすぐれた日

本のメーカーの海外展開をしやすくさせることに

より、メーカーの国際競争力を高めることも考えております。

また、あわせまして、病害虫の防除において

必要性が高い新規農薬や安全性が高い新規農薬については他の農薬に優先して評価する、そういう

う制度を導入することといたしておりまして、早期に良質な新規農薬を登録するようにしておりまして、こういふことをあわせますと、新規農薬の開発にも十分力を入れていくことになると思つております。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

次は、安全性が確保された農薬を購入して、どうやつて使っていくかということについてお伺いをいたします。ちょっと質問の順番を飛ばしましたけれども。

心配な使い方といたしましては、農家の方が、購入した農薬を、自己判断で、いろいろ農薬と農薬をまぜてしまうということも想定されるといいますか、今、少しそういうこともあるんだと思いますが、今、少しそういうこともあるんだと思います。

その危険性についての呼びかけが少し足りないような印象も持つんですけども、こういった危険な使い方に對してどう規制していくか、その辺の御説明をお願いいたします。

○池田政府参考人 お答えします。

こうした現地混用でございますが、散布労力の軽減などのメリットがあるものの、混用する農薬の種類によりましては、薬害が出たり、皮膚かぶれを助長する場合もございますので、注意事項を守りつつ行う必要があると考えております。

このため、農林水産省といたしましては、都道府県に対しまして、農薬ラベルに混用に関する注意事項が表示されている場合にはそれを遵守すること、あるいは、生産者団体が発行してございます農薬混用事例集、こういったものがございますが、そういったものを利用いたしまして、これまでに知見のない組合せで現地混用を行わないことを生産者に指導していただくよう依頼しているところです。

これを受けてまして、都道府県におきましては、

巡回指導あるいは講習会を通じまして周知徹底を図つていると承知してございます。

こうした取組によりまして、最近十年でございまして、農薬による被害、こういったものは報告はされてございません。

今後とも、混用による被害が発生しないよう、指導に取り組んでまいりたいと考えております。

○伊東委員長 石川君、質問時間が来ておりますので。

○石川(香)委員 はい。

時間が来ましたので、終わりたいと思います。

○伊東委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 国民民主党の後藤祐一でござります。

冒頭、ちょっと大臣に御見解を聞きたいんです

が、きのう、お米の作付動向の発表がございました。きょうの農業新聞にも大きく出ておりますけれども。

一月末に比べると、主食用はある程度上向きになつていて、飼料は相当減少だというような、いろんな傾向が出てるようございますが、これについての印象というか、単純な印象で結構ござりますので、大臣、何かございましたら。ありますでしょうか。

○齊藤国務大臣 第二回目の、作付の状況について公表をいたしました。これによりますと、三十一年産の都道府県別の主食用米の作付動向につきましては、前年の作付実績と比較して同水準である県が三十四、増加が六県、減少が七県と見込まれております。現時点では、都道府県ごとの増減はありますけれども、総じて言えば、前年の二十九年産と大きく変化する状況はないというふうに考えております。

農薬による事故防止のためには、まず、農薬のラベルをよく確認していただくということ、これは当然のことでありますし、定められた使用方法に従つて使用していただく、これも大変、当たり前のよう重要なことだらうと思います。

農林水産省では、毎年、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態調査を実施しております。平成二十八年度の調査結果では、死亡事故はございませんでしたが、人に對する事故が十九件確認をされております。これは、農薬を誤って飲んでしまったこととか、土壤の薰蒸の際に被覆等の作業管理が不適切だった、あるいは防護装備が不十分

まで、需要に応じた生産に向けた検討を進めていただきたいというふうに考えているところであります。

○後藤(祐)委員 ありがとうございます。

需要に応じたというところは、特に餌米だとかも多いんじゃないか、特に東北なんかで相当ふえてるところはこういった面があるんじやないかと

いうような分析もなされているようでござりますので、ぜひ注視をいただきたいと思います。

それでは、農薬法に移つていただきたいと思いますが、まず、今回、法律にきちんと位置づけられました、使用に際して講ずべき被害防止方法ということに關して幾つかお聞きしたいと思います。

これは大臣にお伺いしたいと思いますが、ここ数年の農薬をめぐる事故や被害の発生といったもの的具体的な形で私も拝見をさせていただきまして、装備着用が不十分であったというようなケースがやはり多いようでござります。

これから実際に農薬を使用するケースが多くなるようナシーゼンでもござりますので、農薬使用に際して現場の農業者の皆様が、具体的な、こういったときには特に気をつけなきゃいけないです

よといつたものを、一二、三わかりやすい形で、注意喚起の意味で挙げていただけますでしょうか。

○齊藤国務大臣 重要な御指摘をいたいたと思つております。

過去数年の事故を見ますと、特に土壤の薰蒸に関連しては相当案件が多いようござりますので、今、具体的に大臣も御指摘いただきましたので、いろんな形での周知徹底もよろしくお願ひしたい

と思います。

続きまして、今、大臣からの御発言でもありますけれども、使用に際して講ずべき被害防止方

法を実際やつてもらうためには、現場の方に伝えなきゃいけないわけですね。

その上で、表示というのは非常に大事になつてくるわけですが、改正後の十六条で、農薬の容器に表示をしなければいけない、使用に際して講ずべき被害防止方法を表示しなければいけないといふことが義務づけられたわけですから、農家にはお年寄りの方も大変多いので、例えば字の大

きさとか、あるいは書いてある文章とか使ってある用語が難しい言葉で書かれても、なかなか現場では困つてしまふので、その文章の内容面も含めて重要だと思っておりますので、今回の公表結果や最新の需給動向等を注視していきたいと思つております。

これまでに

だつたというようなことが主な原因であります。このため、こうした被害を防止するために、農林水産省としては、農薬の使用が多くなる毎年六月から八月までの間に農薬危害防止運動というのを実施しております。そして、そこでは、今、具体的にいうお詫がおりましたが、農薬やその希釈液等を飲物のペットボトル等に移しかえないでとか、それから、土壤薰蒸を行うときは適正な厚さの資材を用いて被覆を完全に行うですか、御指摘の適切な防護マスクや保護眼鏡等を着用する等の被害防止対策の徹底を毎年呼びかけているところであります。

今後とも、農薬使用現場において、農薬の安全かつ適正な使用が徹底されるよう努めてまいりたいと思います。

○後藤(祐)委員 具体的な御指摘、ありがとうございます。

今後とも、農薬使用現場において、農薬の安全かつ適正な使用が徹底されるよう努めてまいりたいと思います。

○後藤(祐)委員 具体的な御指摘、ありがとうございます。

過去数年の事故を見ますと、特に土壤の薰蒸に関連しては相当案件が多いようござりますので、今、具体的に大臣も御指摘いただきましたので、いろんな形での周知徹底もよろしくお願ひしたい

と思います。

続きまして、今、大臣からの御発言でもありますけれども、使用に際して講ずべき被害防止方

法を実際やつてもらうためには、現場の方に伝えなきゃいけないわけですね。

その上で、表示というのは非常に大事になつてくるわけですが、改正後の十六条で、農薬の容器に表示をしなければいけない、使用に際して講ずべき被害防止方法を表示しなければいけないといふことが義務づけられたわけですから、農家にはお年寄りの方も大変多いので、例えば字の大

きさとか、あるいは書いてある文章とか使ってある用語が難しい言葉で書かれても、なかなか現場では困つてしまふので、その文章の内容面も含めて重要だと思っておりますので、今回の公表結果や最新の需給動向等を注視していきたいと思つております。

これまでに

だつたというようなことが主な原因であります。このため、こうした被害を防止するために、農林水産省としては、農薬の使用が多くなる毎年六月から八月までの間に農薬危害防止運動というのを実施しております。そして、そこでは、今、具体的にいうお詫がおりましたが、農薬やその希釈液等を飲物のペットボトル等に移しかえないでとか、それから、土壤薰蒸を行うときは適正な厚さの資材を用いて被覆を完全に行うですか、御指摘の適切な防護マスクや保護眼鏡等を着用する等の被害防止対策の徹底を毎年呼びかけているところであります。

今後とも、農薬使用現場において、農薬の安全かつ適正な使用が徹底されるよう努めてまいりたいと思います。

○後藤(祐)委員 具体的な御指摘、ありがとうございます。

過去数年の事故を見ますと、特に土壤の薰蒸に関連しては相当案件が多いようござりますので、今、具体的に大臣も御指摘いただきましたので、いろんな形での周知徹底もよろしくお願ひしたい

と思います。

んかにお伝えいただける、あるいは働きかけるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○池田政府参考人 お答えします。

農薬を使用する方が農薬を適正に使用するためには、農薬の容器に表示されている使用方法あるいは注意事項などが農薬使用者に正確に伝わることが重要でございます。

農林水産省では、農薬の製造者に対しまして、より適切な表示を行つていただくため、農薬の使用者が読みやすい文字や大きさとすること、あるいは色分けなどにより読みやすくすること、こうしたことにつきまして、通知を定めて、指導を行つてございます。

しかしながら、農薬の容器には表示をできるスペースに限りがあることから、農薬の製造者の団体などが中心となつて、農薬ラベルに二次元コードを表示いたしまして、スマートフォンなどでも確認できるようにするなど、農薬使用者への情報伝達を工夫している、そういう取組も進められてございます。

農林水産省といたしましても、農薬製造者の

方々、こういった関係者の方々と連携をいたしま

して、よりわかりやすい農薬ラベルの表示に向

て検討してまいりたいと考えてございます。

○後藤(祐)委員 ゼひ徹底をお願いしたいと思いま

ます。

この使用に際して講ずべき被害防止方法は、今

回新たに審査対象になるわけですが、では、現場

で農薬を使う農業者にとっては、この被害防止方

法をとることが義務かというと、義務になるわけ

ではありません。

御自分に対する体のリスクについては、御自分

の話ですから当然気にされるわけですが、周辺の農地へ

の飛散による被害リスク、こういったこととの関

係でいうと、法的な義務でないにしても、当然、

この講ずべき被害防止方法、現場の農業者の方々

は守つていただく必要があるわけだけれども、特にドリフト対策、周りへの被害を防ぐための被

害防止方法、これは、今回法律で定める、使用に

際して講ずべき被害防止方法の中に、このいわゆるドリフト対策は含まれ得るんでしょうか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

農薬の安全性を確保する上では、農薬が使用さ

れた食品の安全性を確保することはもちろんのこ

と、農薬を使用する農家の方々の健康を守ることも重要でございます。

今般の改正法案におきましては、農薬使用者に

とつての安全性をより一層向上させるため、法律

上、農薬の使用に際して講ずべき被害防止方法を

登録事項に位置づけるとともに、被害防止方法を

講じた場合においてもなお被害が生ずるおそれがあ

るときには登録を拒否することとしております。

一方で、この農薬の使用に際して講ずべき被害

防止方法には、農薬使用者への影響だけでなく、

御指摘のございました農地周辺の方々などもその

解釈上含まれるということをごぞいます。

○後藤(祐)委員 含まれるということですので、

特にこのドリフト対策については、被害防止方法

をきちんと守つていただく必要があるかと思いま

す。

一方、先発農薬と組成や安全性が同等のジエネ

リック農薬の場合は、開発コストが先発農薬に比

べてほとんどかからない上、今般の法改正により

まして、登録申請時の試験データが一部免除にな

るため、十四億円程度かかつてございましたもの

が一億円程度となる。そういう試験も得られて

ございまして、導入コストは先発農薬に比べて安

くなると考えてございます。

こういった法律の改正によりまして、ジエネ

リック農薬の登録のための試験コストが大きく低

減をされ、また、ジエネリック農薬が参入しやす

い環境が整うことで、これまでよりも活発な市場

競争が促される、こういったことが期待をされる

ということをごぞいます。

○後藤(祐)委員 大臣にお伺いしたいと思います

が、安くなるとは断定されませんでしたけれど

も、ある程度の競争が生まれれば、少なくとも審

査コストは安くなっているわけですから、先発農

薬に比べればジエネリック農薬は安く出回ることが

期待されるわけです。そして、先ほどのたしか副

大臣の御答弁でもあったと思いますが、安全性に

関しては同じようにきちっと見ているということ

でございますので、安全なものが安くということ

であれば、このジエネリック農薬はこれからも進

めていくべきだと思いますが、大臣の御見解を伺

うようなことまで考えていらっしゃるのか、そ

んな分析もあるようでございますけれども、今度、

このジエネリックについては審査が簡略化される

わけですから、少なくとも、現行のこれらのジエ

ネリックよりは、これから出てくるジエネリック

農薬というのは先発薬に比べると相当安く買える

期待があるということによるらしいんでしようか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

農薬の安全性を確保する上では、農薬が使用さ

れた食品の安全性を確保することはもちろんのこ

と、農薬を使用する農家の方々の健康を守ること

も重要でございます。

今般の改正法案におきましては、農薬使用者に

とつての安全性をより一層向上させるため、法律

上、農薬の使用に際して講ずべき被害防止方法を

登録事項に位置づけるとともに、被害防止方法を

講じた場合においてもなお被害が生ずるおそれがあ

るときには登録を拒否することとしておりま

す。

一方で、この農薬の使用に際して講ずべき被害

防止方法には、農薬使用者への影響だけでなく、

御指摘のございました農地周辺の方々などもその

解釈上含まれるということをごぞいます。

一方、先発農薬と組成や安全性が同等のジエネ

リック農薬の場合は、開発コストが先発農薬に比

べてほとんどかからない上、今般の法改正により

まして、登録申請時の試験データが一部免除にな

るため、十四億円程度かかつてございましたもの

を作成する試験コストを試算したところ、十四億

円程度となつてございます。

一方、先発農薬と組成や安全性が同等のジエネ

リック農薬の場合は、開発コストが先発農薬に比

べてほとんどかからない上、今般の法改正により

こについてのお考えを知らせてください。

○早水政府参考人 お答えいたします。

生活環境動植物でございますが、その生息や生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全にも支障を生ずるおそれがあるような動植物ということでございますので、人の生活に密接な関係がある有用な動植物が該当するものと考えております。

評価の対象として新たに追加する具体的な動植物につきましては、改正法案の成立後に、国際標準との調和、外国でも既に使われているものとか、それからこれまでの科学的知見等も勘案して、そういう集積があるものなどから、中央環境審議会において審議いただいた上で選定したいと考えております。

○後藤(祐)委員 ちょっと、それだけだとわからぬんですが、現行で既に使われている農薬、特定農薬と言われる、害を及ぼすおそれのない重曹とか酢とか、こういったものはまず外れるとはないという説明を事務的にいただきましたが、特定農薬でない、現行で登録されている農薬が、この生活環境動植物に広がることによって登録できなくなる可能性というのはあるんでしょうか。

○早水政府参考人 お答えいたします。

このような対象生物の拡大につきましては、現行法におきましても行っておりまして、最近、生物による感受性の差があるということで、感受性の高い水生昆虫のユスリカ幼虫を用いた試験を平成二十八年三月から一部の農薬に対して求めております。その結果、基準値がかなり小さくなつたものがござりますけれども、千分の一ぐらいになつたものもございますが、それらにつきましても、使用できないと判断されたものはございません。

このように、今後、評価対象は拡大しても、基本的には、適正に利用をされれば、使用量とか使用頻度、希釈倍率とかそういうもので適正に使用されれば、リスクを適切に管理するということをいいますので、そうすれば多くの農薬は継続でございます。

して使用できると考えております。

○後藤(祐)委員 今の答弁は非常に重要な答弁だと思います。

物すごく使えなくなるんですね。現行の農薬が物すごく使えなくなつちやうよな法改正ですと、現行で問題なんだとすれば、それは問題な農薬は使つちやいけないわけですから、今回改訂で現行のものが物すごく使えなくなつちやうよなことがないことを思っています。

続きまして、再評価制度に行きたいと思いますが、現行の新規登録については、申請から登録まで約二年半から三年かかるというふうな御説明をいただいています。そして、現行の再登録は、これはもうほとんど実質審査を行っていないので、ほとんどの時間がかかっていらないということですが、今回、再評価制度を導入することによって、この再評価制度にかかる時間というのは、現行の新規登録、すなわち二年半から三年程度かかるものと同じぐらいの時間がかかるような説明を伺つてますが、これは本当でしょうか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

再評価でございますが、農薬の安全性を向上させるために、最新の基準に基づき評価をし直すものでございます。農薬の安全性に関する試験方法が更新される期間、こういったものに合わせる必要がございますので、その実施間隔でございますが、十五年とすることを想定しております。

○後藤(祐)委員 それは多分違う答弁書を読んでいらっしゃると思うんですけど、再評価にかかる時間というものは、現行の新規登録にかかる時間と同じぐらいの時間かかるんでしようか。その質問も

行うことができるのではないかと考えております。

○後藤(祐)委員 項目は減るけれども同等程度な

なつちやうよな法改正ですと、現行で問題なん

ですか。

いずれにせよ、現行の再登録の場合はほとんどただいています。そして、現行の再登録は、このほど時間がかかることになつちやう。それは時間的にも金銭的にもコストがかかるわけで、これによつて、実際、アメリカでは再評価制度を導入して、それまで登録された農薬を、再評価を受け

て、もう一回登録を継続したものというの六割ぐらいに減つてしまつたというようなお話を伺つておりますが、日本でも、この再評価制度の導入によって、従来からある登録農薬が、新規登録でまたふえる分というのも別途もちろんあるんでしょうけれども、従来からある登録農薬が減少する可能性が結構あるのではないかでしようか。

○斎藤国務大臣 再評価は、その安全性を確保する上から重要な行為だと思ってますので、これ

はしっかりとやつていかなくちゃいけないと思つております。

○斎藤国務大臣 再評価は、その安全性を確保するため、再評価の実施によります。

御指摘の米国では、再評価の実施によりますのが、十五年とすることを想定してございます。

○斎藤国務大臣 それが多分違う答弁書を読んでいらっしゃると思うんですけど、再評価にかかる時間というのものは、現行の新規登録にかかる時間と同

じぐらいの時間かかるんでしようか。その質問も

ます。それで、時間がないのでもう一つまとめて聞き

ます。再登録に、当然、かなりの事務コストがかかります。これに伴つて、新規農薬の登録のお

部分のコストが上がつてゐるわけですから、これ

によつて、これは大臣にお伺いしたいと思いますが、農家が現場で買う農薬の価格が全体として上

がつてしまふおそれがあるのではないかでしよう

か。

それと、時間がないのでもう一つまとめて聞き

ます。再登録に、当然、かなりの事務コストがかかるというおそれもあるのではないかでしようか。

○斎藤国務大臣 いずれも、今回の法改正によります。

農薬については、効果があつて、人の健康や環境に対する安全と認められるものだけを使用する

ということが、とにかく最重要の課題であると思つています。

○斎藤国務大臣 これが、農薬の安全性を確保する上で不可欠なデータの提出といふものは必要でありますけれども、一方で、データ作成がメーカーに

とつて過度な負担となつて、農薬の価格が大きくなづかになつたものについて、登録の見直しや取下げが行われたものがある一方で、安全性や効果の確認された新たな農薬が開発され、登録をされてきた、そういう実情だと承知をしておりま

す。

力を有する農薬メーカーによる新たな農薬の登録も期待をされているところであります。実際、数

がどうなるかといふのは、ちょっと予見すること

はできませんが。

○後藤(祐)委員 従来からの農薬でいいやと思つたのが、それで結局コストがかかるんだつた

にしようということになると、結果として、農家

が現場で買う農薬価格が上がる可能性があると思

うんですね。

今回、再評価制度で、少なくとも再評価に係る部分のコストが上がつてゐるわけですから、これ

によつて、これは大臣にお伺いしたいと思いますが、農家が現場で買う農薬の価格が全体として上

がつてしまふおそれがあるのではないかでしよう

か。

それと、時間がないのでもう一つまとめて聞き

ます。再登録に、当然、かなりの事務コストがかかるというおそれもあるのではないかでしようか。

○斎藤国務大臣 いずれも、今回の法改正によります。

農薬については、効果があつて、人の健康や環

境に対する安全と認められるものだけを使用する

ということが、とにかく最重要の課題であると思つています。

○斎藤国務大臣 再評価に当たつては、農薬の安全を確保する上

で不可欠なデータの提出といふものは必要でありますけれども、一方で、データ作成がメーカーに

とつて過度な負担となつて、農薬の価格が大きくなづかになつたものについて、登録の見直しや取下げが行われたものがある一方で、安全性や効

果の確認された新たな農薬が開発され、登録をされてきた、そういう実情だと承知をしておりま

す。

実際に、初回の再評価開始時点、これは一九八八年になりますが、このときの登録数は六百十三

平成三十年五月三十一日

のは、新たに追加された陸生生物も加えていくことでしょうか。この一点だけ答えてください。

○早水政府参考人 お答えします。

既に登録されている農薬につきましても、再評価制度が導入されますので、再評価の際に、新たに生活環境動植物に係る試験生物等の提出を求めて評価を行うこととしております。

〔坂本委員長代理退席、委員長着席〕

○田村(貴)委員 それでは、ネオニコチノイド系の農薬について質問したいと思います。欧米では、ミツバチの大量失踪が問題となつてゐる。きょうも議論がありましたように、日本でも、ある日突然ミツバチが巣箱から消えてしまつて、EUでは、一部の農薬の使用を暫定的に制限しています。アメリカでは、原因が不明として、従来どおりの使用は認めるものの、新規使用及び適用拡大に係る登録を停止し、それぞれ蜂類の再評価を実施中であるというふうに聞いています。

そこで、まず農水省にお伺いしますけれども、農水省のミツバチ被害事例調査について、被害の原因について説明をしていただけるでしょうか。

○池田政府参考人 お答えします。

ミツバチの減少の原因といたしましては、ダニなどの寄生虫や害虫、病気、栄養不足、農薬などがございますが、農林水産省は、ミツバチが減少する事例の発生と農薬との関係把握などを目的といたしまして、平成二十五年度から三年間、農薬が原因と疑われるミツバチの被害事例について調査をいたしました。

この調査の結果、被害の原因については、被害の発生が水稻のカメムシ防除をする時期に多く、巣箱の前から採取した死虫からは水稻のカメムシ防除に使用可能な殺虫剤が検出されたことから、被害の原因是水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤をミツバチが直接浴びたことである可能性が高いと考えられたが、検出された各種の殺虫剤の

被害への影響の程度は特定できなかつたといふことがあります。これについても御紹介いただけます。

○田村(貴)委員 カメムシ防除の殺虫剤というのまさにネオニコチノイド系の農薬であるというふうにされてゐるわけです。

○田村(貴)委員 これまで、ハナバチ類への影響調査をされてい

ます。それらの調査を検討したのが農薬の昆虫類への影響に関する検討会報告書というふうに伺つておりますけれども、トンボ類への影響についての評価について教えてください。

○早水政府参考人 お答えします。

御指摘の報告書でございますが、その概要を平成二十九年十二月の中央環境審議会土壌農薬部会に報告しております。その中で、トンボ類へのネオニコチノイド系農薬の影響の総合評価につきまして、次のように取りまとめております。

一九九〇年代から一部のトンボ類の顕著な減少傾向を示すデータはあるが、環境の変化が主要因である可能性もあることから、ネオニコチノイド系農薬等の使用がトンボ類の減少要因であるかどうかは明らかではない。それから、トンボの幼虫

に対する影響を評価するには、ユスリカ幼虫等の農薬について影響があるというふうに結果があつて、考察がされています。

○田村(貴)委員 まとめて言いますと、少なくとも

も、ユスリカ幼虫については影響があるというふうに結果があつて、考察がされています。

そこで、資料をお配りしていきます。

今答弁があつたところの資料なんですけれども、ユスリカの四十八時間EC50というところ

を見ますと、例えば、ネオニコチノイド系の農薬、イミダクロプリドは一リットル中に十九・七マイクログラムで、また、ニテンピラムでは百十マイクログラムで、ユスリカ、個体の半数が泳ぐことができなかつたというような結果であります。

今、農水省と環境省のこれまでの調査結果、考

察等をまとめると、ネオニコチノイド系の農薬と

いうのは、水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤にミツバチが直接暴露したことが原因である可

能性が高い。トンボについては明確な知見はない

けれども、ユスリカは感受性が高い傾向にあり、

微量でも影響が出ているということあります。

そこで、先ほどもお尋ねしましたけれども、影

コチノイド系の農薬についての結果、考察というのがあります。これについても御紹介いただけますか。

○早水政府参考人 お答えします。

御指摘の調査報告書につきましては、その概要を平成二十九年七月の中央環境審議会農薬小委員会において報告しております。その中で、アキアカ不及びアオモンイトンボのヤゴと、試験生

物として国際的に用いられている水生昆虫のユス

リカ幼虫について、ネオニコチノイド系の農薬等による毒性調査の結果と考察を示しております。

具体的には「水生昆虫であるアキアカネ及びアオモンイトンボのヤゴとユスリカ幼虫で農薬による急性影響を比べた場合、ネオニコチノイド

系等の農薬について、ユスリカ幼虫の方の感受性が高い傾向にあり、試験方法も確立していること

から、水生昆虫への急性影響を評価するには、ユ

スリカ幼虫がより適していると考えられる。」と取

りまとめております。

○田村(貴)委員 まとめて言いますと、少なくとも

も、ユスリカ幼虫については影響があるというふ

うに結果があつて、考察がされています。

そこで、資料をお配りしていきます。

今答弁があつたところの資料なんですけれども、ユスリカの四十八時間EC50というところ

を見ますと、例えば、ネオニコチノイド系の農

薬、イミダクロプリドは一リットル中に十九・七

マイクログラムで、また、ニテンピラムでは百十

マイクログラムで、ユスリカ、個体の半数が泳ぐ

ことができなかつたというような結果であります。

このとしの四月に閣議決定された環境基本計画、

今回の法案は環境省との共管事項であります、環

境影響が懸念される問題については、科学的不

確実であることをもつて対策をおくらせる理由と

はせず、科学的知見の充実に努めながら、予防的

な取組方法の考え方に基づいて対策を講じていく

べきであるというふうにしています。いわゆる予

防原則の考え方とどうのを閣議決定して規定した

わけであります。

農業においてもこの予防原則の考え方というの

は大事ではないか、これを取り入れていく必要

が、これから必要ではないかというふうに思いま

すけれども、御所見を伺います。

○齋藤国務大臣 現行の農薬取締法におきましては、人の健康や環境への影響を評価して、被害が生じるおそれがあると認められた場合には、科学的根拠が十分ではない場合であつても、入手可能

な適切な情報に基づき、暫定的なリスク管理措置を行なうことは可能となっています。

この場合のリスク管理措置といいますのは、使用上の注意のようなものから、最も厳しいものでは販売、使用禁止まで、リスクの程度に応じて講じ、また、科学的知見のさらなる収集を行った上で見直すということにしているわけあります。が、一般の改正法案では、さらに、定期的な再評価を行なうとともに、農薬の安全性に関する継続的なモニタリングを行い、新たな知見が明らかになつた場合には、再評価を待たずにつでも評価を行うことで、登録の見直しなど、リスクに応じた必要な措置をより適切かつ迅速に講ずることができる仕組みを整備することとしているわけあります。

今後とも、最新の科学的知見に基づいて、必要なリスク管理措置というものをきちんと講じてまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 時間が参りました。

以上で質問を終わります。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 無所属の会の大串でございま

す。

早速 質問に入らせていただきます。

農薬取締法ですけれども、いろいろな科学技術の進展、進歩に応じていわゆる評価の制度を変えしていくということ自体は、私は、時代の流れを受けていくものとして、一定程度是として考えていいかと、いかんせん 農薬に関することでおざいりますので、消費者、生産者の皆さんに安全性に疑義を持たれるようなことがあってはならない、この点だけはやはり外してはならないというふうに思いますが、この法案に関して、全体的なスタンスとしては、そういった観点から私たちも見てきたところでござります。

これは非常に、バランスですね。ですから、時宜に応じてより効果的、有効な登録制度をつくっていくということと、安全性を確保する、この非

常にバランスの難しいところをぜひきちんと達成していただきたいというふうに思います。

私の方から、きょうは、その中で、「マイナー作物に関する農薬に関する議論をさせていただきました」というふうに思いますけれども、「マイナー作物 メジャー、準メジャー、マイナー」とありますね。局長に、まず、定義といいますか、「マイナー作物、マイナー」と言われるんですけれども、簡単で結構です、どういう定義のものですか。

○池田政府参考人 お答えをいたします。

いわゆる「マイナー作物」と呼ばれているものは、生産量が少なく、また、使われる農薬に制約のある作物ということでございまして、その生産量につきましては、生産量が逆に多い作物は年間生産量が三十万トンより多い作物、こういったように定めおるところでございます。

○大串(博)委員 マイナーとなると年間生産量は三万トン以下ということですね。あと、地域特産物としてつくつていくんなどいうような定義ですね。かつ、いわゆる必要となる作物残留試験例数は一例以上、二例に限つているわけですけれども、これは本当にマイナーなのか、名前も私はどうかなと思いながら聞いてはいるんです。

例えば佐賀県なんかは、マイナー作物の中で

は、アスパラガスなんですね。佐賀県においては、もともと佐賀県の東部を中心になくなりづくら

れていたんですけれども、今や西部も含めてあ

っているんです。土地利用率の非常に高い土地利用

型の農業をやる佐賀県なんですね。こうい

うある意味、野菜類が非常にふえているんで

す。収益を上げようという非常に旺盛な経営意欲

から、新たに乗り込んでいらっしゃる方もいらっ

しゃるんですね。

アスパラガスというのは、グリーンのアスパラガスを皆さん想起されると思いますけれども、ホワイトアスパラガスといって、皆さん御存じ思ひますけれども、ハウスを真っ黒にして日が当たらないようにして、絶対に当たらないようにして、そうすると白いアスパラガスができるんです

ね、やわらかい。

これは非常に難しくて、アスパラガスをとるときというのは、大臣、やられたことがありますか、はさみみたいなものでちよきんちよきんと切つていくんですけれども、切つて、切つた後にも光が当たると変色するんですよ、変色というか、色がついちゃうんです。真っ黒くしているハウスの中の電気でさえ反応して青くなつちやうんですね。その後非常にセンシティブな育て方、収穫をしながら、収益も上げようとしていただいているんです。

○池田政府参考人 お答えをいたします。

いわゆる「マイナー作物」と呼ばれているものは、ほかの県でもつくられているものはたくさんあるんでしようけれども、例えば佐賀県なんかでいうとマンゴーとか、これなんかはつくられている。ミカン農家からマンゴー農家に今変わつて、これ

がヒットしているという農家もあられるんです。

いわゆる稼げる農業を意欲的にやろうとされる農家の皆さんのが入する、ニッチをとつていかないかなと思いつながら聞いてはいるんです。

このほかにマイナー作物を見てみると、恐らくほかの県でもつくられているものはたくさんあるんでしようけれども、例えば佐賀県なんかでいうとマンゴーとか、これなんかはつくられている。ミカン農家からマンゴー農家に今変わつて、これ

がヒットしているという農家もあられるんです。

いわゆる稼げる農業を意欲的にやろうとされる農家の皆さんのが入する、ニッチをとつていかないかなと思いつながら聞いてはいるんです。

このマイナー作物じゃないかと思われるので、実は稼げる農家を育てていくという観点からすると、このマイナー作物の育成というのは非常に大事じゃないかというふうに思つていて、少なくとも佐賀県の感覚からいと、アスパラガス農家さんはマイナー作物農家さんじやないんですよ、極めてマイナーなんです。

そういう意味から、総論で、まず大臣にお尋ねしますけれども、マイナー作物全体を非常に底上げしていただきたいと思うんです。マイナー作物の振興に関してどういう取組をされる御所存か、お願ひしたいと思います。

○齋藤国務大臣 今、大串委員のお話を伺つていて、たくさんとつているものをマイナー作物と言るのはわからないでもないんですけども、量

が少ないからマイナーという言葉を使うのはどうかなという印象を持ちながらお話を聞かせていました。

私は、今委員が御指摘されたような、アスパラガスの生産に力を入れるというようなことは、ぜひとも応援をしていかなくちゃいけない、付加価値を上げて所得を上げていこうという取組です。それで、そういうものだと思います。

これらの農作物につきましては、佐賀県のアスパラガスの生産県であることを始め、ミツバとかニンニクなど、国民の消費生活上身近であつて、地域においては基幹作物、そういうマイナー作物もあるわけでありますので、やはり言葉の違和感は拭えないところがありますが。

これらの農作物につきましては、佐賀県のアスパラガスにおいて、実需者の求める数量を安定的に出荷するため、選別機などの導入を促して効率的な出荷体制を構築しようとするJAさがの取組なんかもございます。

また、新潟県のミツバにおいて、低コスト耐候性ハウスや環境制御装置を導入して、生産を拡大することで地域のレストランやスーパーとの契約取引の拡大につなげようとする農業法人の取組であります。

とか、青森県のニンニクの場合は、海外の見本市への出展や海外バイヤーとの商談会への参加などによりまして、加工品の黒ニンニクの輸出を拡大した流通業者の取組などの事例がありまして、私ども農林水産省としても、これらの取組に対しても、強い農業づくり交付金や产地パワーアップ事業等により、機械導入ですか施設整備等の支援をしているところであります。

これからも、各種の支援事業によりまして、栽培管理、出荷調製のための施設ですとか低コスト耐候性ハウスの導入などによる生産性の向上ですか、あるいは、海外への輸出を含む販路拡大による所得の向上に向けた、こういった产地や生産者等の取組を後押ししていきたいというふうに考えております。

○大串(博)委員 ゼひよろしくお願いします。

このマイナー作物、全体的な生産量は、ただ、いかんせん少ないと、農薬の登録はやはり少ないんですね。アスパラガスでも、今のと

ころで、いただいた資料でいうと八農薬となつてあります。

例えは、新たなる登録をお願いしたとしても、なかなか時間がかかるんですね。治験にどうしても時間がかかる。例えば、佐賀の方からは、このアスパラガスのダニ、ハダニに対する農薬を、早期登録をお願いしたいということでお願いしているんです。けれどもなかなか時間がかかるんですね。スパラガスのダニ、ハダニに対する農薬を、早期登録をお願いしたいということでお願いしているんだけれども、なかなか時間がかかるんですね。例えば、このハダニに関する佐賀県からの早期の登録農薬の要望というのは三種類あるんですねけれども、それぞれ二〇一七年に三種類要望されているんです。

要望されているんですけども、ぜひこのころまでにお願いしたいというふうにJAの皆さん方が言っているのが、その約二年後ぐらいをめどにお願いしたい、こんな感じなんです。要望される方も、やはりどうしてもつましやかになつちゃう。ダニの問題というのは、今、実は非常に切迫している問題なんだけれども、早期登録をお願いする方が、一年以内にはお願いしますといふふな感じなんですね。

だから、やはり何とか、これは安全性は確保しながらですけれども、早期登録ができるような仕組みをつくつていかなきやならないというふうに思っています。

そこで、局長にお尋ねしたいと思いますけれども、今回の法改正が、マイナー作物に関して、安全性を担保しながら、確保しながら登録を迅速、効率的に行えるような仕組みになつているのかどうか、この辺に関してお尋ねさせていただきたいと思います。

○池田政府参考人 お答えいたします。
今回の制度改正でございますが、法律だけではなく、農薬の登録制度全般の見直しを進めているところでございます。

昨年の四月以降、一連の作物をグループで登録する作物群の導入を進めてございます。例えば仁果類として登録することで、リンゴや梨とあわせてピワやカリン、こういったものにも使用でき

るようになるなど、生産量が少ない作物の農薬の確保にも資するものでございますので、このた

め、作物群での登録が可能な品目を、現在は果樹でございますが、平成三十年度中を目途に野菜類に拡大する。あるいは、新規登録再評価の機会を活用いたしまして、作物群での登録を進めていただくよう農薬メーカーに働きをかける、こういった取組もあわせて進めていくこととしております。

今後も、このような取組により、生産量がほかのものに比べると少ないような、そういう作物につきましても、農薬登録を推進してまいりたいと考えております。

○大串(博)委員 ありがとうございます。
少々前に、幾つかの農産物を合わせた上で登録、確認ができるような仕組みもつくりてもらつて、それを果樹から野菜に広げていこうというような取組をされている。今回、再評価の中でもいろいろな促進をしていくことと、これはぜひやつていただきたいというふうに思います。

○大串(博)委員 ありがとうございます。
少々前に、幾つかの農産物を合わせた上で登録、確認ができるような仕組みもつくりてもらつて、それを果樹から野菜に広げていこうというような取組をされている。今回、再評価の中でもいろいろな促進をしていくことと、これはぜひやつていただきたいというふうに思います。

○大串(博)委員 ありがとうございます。

少々前に、幾つかの農産物を合わせた上で登録、確認ができるような仕組みもつくりてもらつて、それを果樹から野菜に広げていこうというような取組をされている。今回、再評価の中でもいろいろな促進をしていくことと、これはぜひやつていただきたいというふうに思います。

○大串(博)委員 ありがとうございます。

少々前に、幾つかの農産物を合わせた上で登録、確認ができるような仕組みもつくりてもらつて、それを果樹から野菜に広げていこうというよ

うな取組をされている。今回、再評価の中でもい

りたいと思つております。

○大串(博)委員 確かに、マイナー作物になると作物数も多いし、登録申請数も多いとは聞いています。そういった中で作業される、かつ、先ほど申しましたように安全性を確保しながら作業していただかなきやならないので、大変だろうなというふうに思いますけれども、さつき申し上げたように、いわゆる農作物の病害虫というのは、結構これは待つたなしなんですね。一旦出ると来年も出る可能性があるので、欲しい農薬といふのは本当に欲しいんですよ。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。昨日に引き続き、本日も質問させていただきます。ありがとうございます。

本日は、農薬取締法の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきます。

終わります。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。昨日に引き続き、本日も質問させていただきます。ありがとうございます。

本日は、農薬取締法の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきます。

消費者の立場で農薬について考えますと、安全性が最も考慮されるべきポイントだと思います。

日本で販売されている野菜は、形も大きさもそろつていて、きれい過ぎるほどきれいなものばかりです。私は、大学時代に上海に留学をしておりました。中国のスーパーで市場に並んでいる野菜はふぞろいで、日本のものは全く違つていましました。いろいろな国のスーパーにも行きましたが、私は、日本ほどのきれいな野菜が並んでいる国を知りません。

一方で、日本には健康志向の方も多く、そう

いった方は虫食いのある農薬野菜を選んで食べ

ております。また、私が直接農家の方から聞いた話ですが、出荷用の農産物には農薬をしつかり

使つてきれいに育て、自分たちが食べる分は体に

悪いからと農薬は使わないという話も聞いたこと

がございます。実態はともかく、これらは農薬の

安全性に対する高い関心のあらわれとも言えると

思います。

我が國で国産の農産物を安定的に国民に供給す

る上で、農薬は必要不可欠な生産資材であるとい

うこととは理解をしております。

国内で使用される農薬を規制しているのが昭和

三十

年

三

十

年

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

二十三年に制定された農薬取締法ですが、平成十四年に、全国的に無登録農薬を使用する事案を受けた使用規制の強化のための改正と、平成十五年改訂から十五年余り経過しておりますが、この行つてきたということですが、前回の農薬取締法に、食品安全行政全般の見直しに関連した改正を行つてきました。改訂から十五年余り経過してますが、この間、どのような課題が見つかったのでしょうか。そして、なぜ今の時期に改訂をするのでしょうか。お答えください。

○野中大臣政務官 農薬取締法については、これまで順次改訂を行い、農薬の製造、販売、使用の各段階を規制する仕組みを整備することで、農薬の効果と安全性を確保し、農業生産の安定を図りつつ、国民の健康を保護し、環境を保全していくところでございます。

近年では、先ほどもございましたが、平成十五年の前回の改訂後、五年経過したところでその施行状況を検討し、平成二十一年には、我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針として、制度の国際調和や再評価制度の導入等の今後の課題を取りまとめ、この方針に基づき、順次、制度の改善を進めてきたところでございます。

また、昨年成立した農業競争力強化支援法においても、農薬に関する規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、規制の合理化の観点から見直すこととされたところであります。

こうした流れを踏まえまして、現行の制度に残された課題について検討を行った結果、最新の科学的知見を的確に反映させられる制度とするとともに、良質かつ低廉な農薬を供給するため規制を合理化するという観点から、再評価の導入、登録審査の見直し等の措置を講ずるよう、今般、農薬取締法を改訂することとしたものでございます。

○森(夏)委員 私も、安全性の向上に向け、最新の科学に沿つた、時代に合わせた改訂は必要だと思つております。再評価の導入や安全性に関する評価の充実などをさまざまな取組を追加される必要があるとのこと

です。現在でも、農業の現場では農薬が使用され、農産物が出荷されておりますが、改訂をしなければならないさまざまな課題があるといいます。そこで、なぜ今の時期に改訂をするのでしょうか。お答えください。

○野中大臣政務官 農薬取締法について、これまで順次改訂を行い、農薬の製造、販売、使用の各段階を規制する仕組みを整備することで、農薬の効果と安全性を確保し、農業生産の安定を図りつつ、国民の健康を保護し、環境を保全していくところでございます。

改訂から十五年余り経過してますが、この間、どのような課題が見つかったのでしょうか。そして、なぜ今の時期に改訂をするのでしょうか。お答えください。

○池田政府参考人 お答えいたします。

農薬につきましては、これまで、あらかじめ農産物への効果、食品を通じた人の健康への影響、使用者や環境に対する影響を評価し、問題がないことを確認して製造や使用を認めてきております。

また、登録後も、例えばDDTのように安全上の問題が明らかになつたものは、登録の変更や販売、使用の禁止を進め、農薬の安全を確保してきましたところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。お答えください。

農薬につきましては、これまで、あらかじめ農産物への効果、食品を通じた人の健康への影響、使用者や環境に対する影響を評価し、問題がないことを確認して製造や使用を認めてきております。

○池田政府参考人 お答えいたします。

農薬が低コストになれば、農家の方々は非常に喜ばれると思います。

次に、農薬メーカーの提出する試験成績の信頼性について伺います。

○森(夏)委員 ありがとうございます。お答えください。

農薬の安全性を確保するための登録に当たっては、さまざまな試験成績の提出が必要だと思いま

す。農薬メーカーは、新規農薬の開発のために約十年という期間と百億円以上の経費をかけ、必要な試験を行い、登録申請するとお聞きをしました。ただし、これらの試験は農薬メーカー自身が行うとのことですが、データの改ざんとまでは言いませんが、間違いが起きる可能性はあると思ひます。

○池田政府参考人 お答えします。

試験成績の改ざんはあつてはならないことでございまして、これまで、申請時に厳正な審査を行ふとともに、GLP基準として、試験を実施する施設の組織体制や試験、操作手順、記録の保存、施設内での検閲の実施などを定めることで、改ざんの未然防止に努めてまいりました。

○森(夏)委員 ありがとうございます。お答えください。

農薬登録申請の際に農薬メーカーに任せて、提出された試験成績を国が審査するということですが、この農薬メーカーの提出する試験成績は信頼できるのでしょうか。お願ひいたします。

○池田政府参考人 お答えします。

農薬登録申請の際に農薬メーカーが提出する試験成績ですが、農薬の効果と安全性を審査する上での根幹となる資料でございますので、その信頼性を確保することは極めて重要でございます。

このため、申請時に提出する毒性試験などを実

ですか。現在でも、農業の現場では農薬が使用され、農産物が出荷されておりますが、改訂をしなければならないさまざまな課題があるといいます。不安に思われる方もいらっしゃるのではないかと思います。

○野中大臣政務官 お答えいたします。

今般の改訂では、安全性の一層の向上に加え、良質かつ低廉な農薬の供給のための見直しもあわせて行うこととしており、農薬原体の規格の範囲内であれば、低コストな製造方法等への変更が容易になるとともに、先発農薬と同等なジエナリック農薬について、登録申請時の試験データの一部を免除することで、ジエナリック農薬の申請を進めやすくなる、制度の国際調和により、日本の農薬メーカーが海外に進出しやすくなり、市場が拡大することにより、農薬の製造コストの低減につながることが期待されます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。お答えください。

農薬が低コストになれば、農家の方々は非常に喜ばれると思います。

次に、農薬メーカーの提出する試験成績の信頼性について伺います。

○池田政府参考人 お答えします。

試験成績の改ざんはあつてはならないことでございまして、これまで、申請時に厳正な審査を行ふとともに、GLP基準として、試験を実施する施設の組織体制や試験、操作手順、記録の保存、施設内での検閲の実施などを定めることで、改ざんの未然防止に努めてまいりました。

○森(夏)委員 ありがとうございます。お答えください。

農薬登録申請の際に農薬メーカーに任せて、提出された試験成績を国が審査するということですが、この農薬メーカーの提出する試験成績は信頼できるのでしょうか。お願ひいたします。

○池田政府参考人 お答えします。

農薬登録申請の際に農薬メーカーが提出する試験成績ですが、農薬の効果と安全性を審査する上での根幹となる資料でございますので、その信頼性を確保することは極めて重要でございます。

このため、申請時に提出する毒性試験などを実

改ざんはあつてはなりませんが、そういういたことがあつた場合には、先ほども御説明ありましたけれども、しっかりと厳格に対応していただきたいと思います。

次に、農薬を使用する場面での質問をさせていただきます。

農薬は、使い方を間違えると危険なものもありますので、正しく使用する必要があると思います。現在でも農薬が関係する事故が全国で起きているかと思いますが、農薬の使用に関して、全国でどのような事故がどの程度起きているのか、把握されているのでしょうか。また、農薬に関する事故を減らすために農林水産省はどのような取組をされているのでしょうか。お答えください。

○池田政府参考人 お答えします。

農林水産省では、農薬の使用に伴う事故及び被害のより効果的な再発防止策の策定を目的とした調査を実施しているところでございます。

平成二十八年度に発生をいたしました農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況につきましては、農薬の使用に伴う人に対する事故や被害、これは前年度の二十八件に対して十九件でございまして、事故及び被害の実態を把握するための調査を実施しているところでございます。

具体的には、飲料の空容器に移しかえた農薬を誤って飲んでしまった事故や、クロルピクリン剤を土壤薰蒸に使用する際に土壤の被覆等の作業管理が不適切だったために生じた被害が多く発生してございました。

このため、こうした被害を防止するために、農林水産省いたしましては、毎年六月からの農業害防運動におきまして、事故調査の結果を踏まえた使用上の注意点について、ポスターなどの広報手段を活用して周知徹底を図るとともに、都道府県が実施しております農薬使用者を対象とする講習会の開催や、農薬適正使用アドバイザーなどの育成などの取組を支援しているところでございます。

今後とも、関係省庁や都道府県などと連携をしつつ、農薬使用現場におきまして、農薬の安全か

つ適正な使用が徹底されるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

正では、農薬の登録審査見直しとして、農薬使用者に対する安全性の審査を充実させることであります。これはしっかりとお願ひしたいと思います。

さらに、農薬の影響が懸念されるのは、散布をする農家だけとは限りません。我が国の農業現場では、住宅地などに農地が近接している場合も多く、使用者に限らず、近接する住民や通行人に農薬がかかり、吸い込んだりする心配もございます。周辺住民等への対策を講じる必要があると思います。いかがでしょうか、お答えください。

○池田政府参考人 お答えいたします。

住宅地などにおける農薬使用に当たりましては、農薬の飛散などによりまして周辺の住民の方々の健康への悪影響を及ぼさないようにする方が重要と考えてございます。

このため、事前に周辺の住民の方々や学校などの施設に農薬散布について周知をする、あるいは、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候や時間帯を選定いたしまして、風向きや散布器具の方向や位置に注意するなどの遵守すべき事項を通知いたしまして、適切に使用するよう指導をしているところでございます。

引き続き、住宅地などの農薬使用が適切に実

施されるよう、通知の一層の周知徹底として指導に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

本改正において、人体や環境への影響、さらなる安全性の向上についてお願いしたいと思いま

す。

以上で終わります。ありがとうございました。

○伊東委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○伊東委員長 これより討論に入りますが、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、農薬取締法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○伊東委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○伊東委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、鈴木憲和君外五名から、自由民主党、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、公明党・無所属の会及び日本維新の会の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。石川香織君。

○石川(香)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して趣旨の説明にかえさせていただきます。

農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○石川(香)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

申し上げます。

○伊東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊東委員長 起立総員。よつて、本法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣齋藤健君。
○齋藤國務大臣 ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございました。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○伊東委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊東委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会

平成三十年六月二十一日印刷

平成三十年六月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇